

各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付要綱

(平成21年3月24日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市緑化を推進し、緑豊かな各務原市を創出するため、市内の私有建築物の屋上及び壁面を緑化しようとする者に対し、市が予算の範囲内で各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋上緑化事業 屋上緑化が可能な市内の建築物の屋上（ベランダを含む。）を樹木、地被植物、草花等により緑化する事業（プランター等移動可能なものを除く。）をいう。
- (2) 壁面緑化事業 壁面緑化が可能な市内の建築物の壁面に、専用フェンス等の補助資材を設置して、ツル性植物等で通年緑化する事業をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋上緑化事業
- (2) 壁面緑化事業

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、市内の建築物を所有し、又は管理する者で、市税を滞納していないものとする。ただし、当該建築物を販売する者（販売予定者を含む。）を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 屋上緑化事業における防水工事、客土（基盤材を含む。）工事、植栽工事（支柱設置等を含む。）、灌水工事等の緑化に必要な工事に係る経費
- (2) 壁面緑化事業における客土及びフェンス等の補助資材（基盤材を含む。）の設置工事、植栽工事（支柱設置等を含む。）、灌水工事等の緑化に必要な工事に係

る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、30万円を上限とする。

2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、工事予定日の14日前までに、市長へ提出するものとする。

(1) 工事前の写真

(2) 事業計画書

(3) 位置図

(4) 工事の見積書

(5) 市税の完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 同一の申請場所又は同一の申請者による補助金の交付申請は、補助事業ごとに一の年度につき1回を限度とする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに工事を完了し、完了後1月以内に、各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助事業実施報告書兼請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了後の写真

(2) 工事の領収書及び工事費の内訳書

(遵守事項)

第10条 補助金の交付を受けた者は、都市緑化の目的を遂行するため、緑化に係る工事の完了後1年以内に補助の対象となった樹木等が枯れた場合は、同等以上の樹木等を植栽するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金による取得財産の処分期限期間は、5年間とする。

2 補助金の交付を受けた者が前項の期間内に取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、財産処分審査結果通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

4 市長は、処分制限期間内に取得財産の処分をした者に対し、補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(手続の統合及び省略)

第12条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(令和4年3月31日決裁)抄

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（宛先）各務原市長

申請者 氏名
住所
電話

各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付申請書

各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金の交付を受けたいので、各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 所在地 各務原市

3 申請内容

事業の区分	施工面積	施工内容	補助対象経費	補助金の額
屋上緑化	m ²	事業計画書、見積書のとおり	円	円
壁面緑化	m ²	事業計画書、見積書のとおり	円	円

*補助対象経費には、消費税を含めること。

*補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額で、100円未満を切り捨てた額。限度額は、屋上緑化事業と壁面緑化事業ともに30万円

4 補助事業の完了予定日 年 月 日

5 関係書類(次の書類をA4サイズにまとめて、申請書左上にとじてください。)

- (1) 位置図
- (2) 事業計画書(平面図、断面図、完成予想図等、内容が分かるもの)
- (3) 着工前の写真
- (4) 工事の見積書
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 所有者承諾書(必要な場合のみ)

様式第2号(第8条関係)

各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付決定通知書

各務原市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	各務原市屋上及び壁面緑化補助事業
補助事業の目的	都市緑化を推進し、緑豊かな各務原市を創出するため、市内の私有建築物の屋上及び壁面を緑化すること。
交付決定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> この補助金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命ずるものであること。 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。 事業が完了したときは、各務原市屋上及び壁面緑化補助事業実施報告書兼請求書(様式第3号)を提出すること。 各務原市補助金交付規則第18条の規定により、市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 都市緑化の目的を遂行するため、緑化に係る工事の完了後1年以内に補助の対象となった樹木等が枯れた場合は、同等以上の樹木等を植栽すること。 補助金による取得財産の処分期限期間は5年間とし、期間内に取得財産の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第4号)を市長に提出すること。 補助金の額に変更がない場合は、各務原市屋上及び壁面緑化補助事業実施報告書兼請求書の提出があった後に、上記の交付決定額を確定額とみなすものとする。

（宛先）各務原市長

補助事業者 住 所
氏 名

各務原市屋上及び壁面緑化補助事業
実施報告書兼請求書

各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付要綱第9条の規定により補助事業の実施の結果を報告し、併せて補助金の交付を請求します。

記

- 1 補助事業名 各務原市屋上及び壁面緑化補助事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 計画の実施状況
- 4 補助事業の効果
- 5 補助事業の着手及び完了日
着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 6 収支決算

収入の部		支出の部	
区分	金額	区分	金額
各務原市補助金	円		円
計		計	
収入支出差引額			円

- 7 補助金の請求金額等

請求金額	円
交付決定 年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
交付決定額	円

- 8 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
ふりがな 口座名義人			

様

各務原市長

財産処分審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました財産処分申請については、各務原市屋上及び壁面緑化に関する補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果

承認する。

承認しない。

2. 理由（承認しない場合のみ）

3. 補助金の返還について

返還を要する。 （ 全部 ・ 一部 ）

*返還を要する場合は、別途指示します。

返還を要しない。